JNG310S01－09

JNLA 土木・建築分野における技術情報

（第 9 版）

2026 年 4 月 1 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

適合性評価推進センター　認定センター

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

目 次

1. 適用範囲.....3
2. 技術情報の運用について.....3
3. 事例一覧.....3
附則.....4
（事例1）JIS Z 8801-1（試験用ふるい－第 1 部：金属製網ふるい）に規定するふるいの検証手法について.....5
（事例2）JIS A 5002（構造用軽量コンクリート骨材）の 5.5 a) に規定する器具以外の器具の使用について.....7
（事例3）JIS A 5002（構造用軽量コンクリート骨材）の 5.5 に規定する塩化物の試験の結果を報告する場合について.....8
（事例4）JIS A 5002（構造用軽量コンクリート骨材）の 5.5 c) に規定する操作と共に行う「空試験」の適用について.....10
（事例5）JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）の圧縮強度試験及び曲げ強度試験の供試体の公称寸法について.....11
（事例6）JIS A 1132（コンクリートの強度試験用供試体の作り方）に規定する供試体の形状及び寸法の許容差の測定について.....12
（事例7）JIS A 1132（コンクリートの強度試験用供試体の作り方）の 8 b)に規定する供試体の養生の記録について.....14
（事例8）試験方法の区分「レディーミクストコンクリート試験」を登録申請する際の試料の採取又は作製の特定について.....15

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

JNLA 土木･建築分野における技術情報

1. 適用範囲

JNLA 土木･建築分野において、技術事項の審査における JIS の運用等及び登録申請書の記載事項等に適用する。

2. 技術情報の運用について

土木･建築分野における JIS の運用、ISO/IEC 17025 の要求事項への適合等については、試験事業者技術委員会土木･建築分野技術分科会において審議する。なお、JIS の解釈が必要な場合には、経済産業省等の JIS 担当原課から得た解釈を用いることとする。

具体的な運用については事例を参照すること。

3. 事例一覧

番　号	表　　題
事例1	JIS Z 8801-1（試験用ふるい-第 1 部：金属製網ふるい）に規定するふるいの検証手法について
事例2	JIS A 5002(構造用軽量コンクリート骨材)の 5.5 a) に規定する器具以外の器具の使用について
事例3	JIS A 5002(構造用軽量コンクリート骨材)の 5.5 に規定する塩化物の試験の結果を報告する場合について
事例4	JIS A 5002(構造用軽量コンクリート骨材)の 5.5 c) に規定する操作と共に行う「空試験」の適用について
事例5	JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）の圧縮強度試験及び曲げ強度試験の供試体の公称寸法について
事例6	JIS A 1132（コンクリートの強度試験用供試体の作り方）に規定する供試体の形状及び寸法の許容差の測定について
事例7	JIS A 1132（コンクリートの強度試験用供試体の作り方）の 8 b) に規定する供試体の養生の記録について
事例8	試験方法の区分「レディーミクストコンクリート試験」を登録申請する際の試料の採取又は作製の特定について

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

附則
この規程は、平成23年9月2日から施行する。
附則
この規程は、平成24年4月23日から施行する。
附則
この規程は、平成24年7月2日から施行する。
附則
この規程は、平成27年1月29日から施行する。
附則
この規程は、平成27年10月6日から施行する。
附則
この規程は、平成29年7月18日から施行する。
附則
この規程は、2020 年6月24日から施行する。
附則
この規程は、2022 年11月14日から施行する。
附則
この規程は、2026 年 4 月 1 日から施行する。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

（事例1）JIS Z 8801-1（試験用ふるい―第 1 部：金属製網ふるい）に規定するふるいの検証手法について

1. 内容

土木・建築分野における骨材の試験に使用する、JIS Z 8801-1（試験用ふるい－第1部：金属製網ふるい）のふるいに対して検証を行う手順について

2. 該当する JIS 及びその規定の抜粋

JIS Z 8801-1 の 5.3（抜粋）

5.3 試験用ふるいの適合性の書類

5.3.2 証明書

c) 校正証明書

顧客からの要求がある場合には、製造業者は、検査結果を記載した試験用ふるい校正証明書を添付することができる。

注記 ここでいう校正証明書は、認定機関から JIS Q 17025（試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項）又は ISO/IEC 17025（General requirements for the competence of testing and calibration laboratories）の認定を受けた校正機関が、認定の範囲内で発行する試験用ふるいの校正証明書をいう。

3. 解釈

(1) JIS Z 8801-1 に適合するふるいであることについては、以下のいずれかによって確認する。

ここで、校正証明書は、IAJapan 計量トレーサビリティに関する方針（URP23） 6.3.1 ア）～エ）の規定に適合するものとする。

①ふるいの校正証明書により、当該 JIS に適合することが確認されたものであること。

②試験所がふるいの内部校正を行い、当該 JIS に適合することが確認されたものであること。この場合、試験所は、内部校正に用いるノギス、測定投影機、拡大装置及び形状解析装置の校正証明書を入手し、校正手順書及び校正の不確かさ評価手順書をもち、各手順書に従い適切に内部校正を行い校正の不確かさを評価していること。[注記1][注記2]

(2) 適合性が確認されたふるいによって検証された他のふるいの使用

上記(1)で適合性が確認されたふるいによって検証された他のふるいは、骨材のふるい分け試験に用いることができる。

適切な検証方法の例として、均質性が確認された骨材試料を用いた、ふるい同士の比較検証がある。この比較検証の周期は、ふるいの使用頻度を勘案して試験事業者が決定すべきものである。

注記1）内部校正は、IAJapan 計量トレーサビリティに関する方針（URP23）6.2 において「試験事業者、校正事業者又は標準物質生産者が試験・校正等に使用する重要設備・装置について内部校正を行う場合、内部校正部署は認定を取得することを要求されないが、ISO/IEC 17025 の校正事業者に関する要求事項に適合しなければならない。」と定めている。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

注記2）試験事業者は、内部校正を行う要員に必要な教育・訓練を行い、力量を評価し、権限を付与しなければならない。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

（事例2）JIS A 5002（構造用軽量コンクリート骨材）の 5.5 a）に規定する器具以外の器具の使用について

1. 内容

JIS A 5002 の 5.5 a）器具 に規定している器具以外の器具の使用について

2. 該当する JIS 及びその規定の抜粋

JIS A 5002 の 5.5（抜粋）

5.5 塩化物　塩化物の試験は、次による。

a）器具　分析に用いる器具は、広口共栓瓶 1 個(1 L)、ピペット 2 個（1 mL 及び 5 mL 各 1 個）、ビュレット 1 個(25 mL)、三角フラスコ 1 個(300 mL)、はかり 1 個（ひょう量 2 kg で 1 g まで計量できるもの）とする。

b）試薬　試薬は、クロム酸カリウム指示薬(50 g/L)及び 0.1 mol/L 硝酸銀溶液を用いる。

c）操作　試料 500 g をはかりとり、広口瓶に入れ、100 ℃～110 ℃で恒量となるまで乾燥し、試料の絶乾質量W(g)を求める。そのまま広口瓶の中の試料に精製水 500 mL を注ぎ、ふたをして 24 時間静置する。その後、約 5 分間隔で、3 回転倒振とうを繰り返し、塩化物を抽出する。しばらくこれを静置して、上澄液 50 mL をピペットで三角フラスコにとる。これにクロム酸カリウム指示薬を 1 mL 加え、0.1 mol/L 硝酸銀溶液で滴定し、振り混ぜても赤色が消えなくなったときを終点とし、そのときの消費量を A(mL)とする。

3. 解釈

JIS A 5002 の 5.5 c)の手順に従うと、0.1 mol/L の硝酸銀溶液を滴下する器具はビュレット（25 mL）となるが、滴下する器具はビュレット（25 mL）以外の器具でもよい。

ただし、使用する器具がビュレット（25 mL）でない場合には、当該器具の 1 回の滴下の量がビュレット（25 mL）の滴下の量よりも小さいことを確実にしなければならない。

また、規定上では、上澄液 50 mL を取るのはピペットであるが、1回に 5 mL 以上の上澄液をはかり取ることができる別の器具で代用してもよいこととする。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

（事例3）JIS A 5002（構造用軽量コンクリート骨材）の 5.5 に規定する塩化物の試験の結果を報告する場合について

1. 内容

JIS A 5002 の 5.5 塩化物の試験の結果を報告する場合について

2. 該当する JIS 及びその規定の抜粋

JIS A 5002 の 5.5（抜粋）

5.5 塩化物　塩化物の試験は、次による。

（中略）

c) 操作　試料 500 g をはかりとり、広口瓶に入れ、100 ℃～110 ℃で恒量となるまで乾燥し、試料の絶乾質量 *W*(g)を求める。そのまま広口瓶の中の試料に精製水 500 mL を注ぎ、ふたをして 24 時間静置する。その後、約 5 分間隔で、3 回転倒振とうを繰り返し、塩化物を抽出する。しばらくこれを静置して、上澄液 50 mL をピペットで三角フラスコにとる。これにクロム酸カリウム指示薬を 1 mL 加え、0.1 mol/L 硝酸銀溶液で滴定し、振り混ぜても赤色が消えなくなったときを終点とし、そのときの消費量を A(mL)とする。

d) 結果の計算　塩化物は $NaCl$ としての質量分率で表す。次の式によって算出し、四捨五入によって小数点以下 3 けたに丸める。

$$NaCl = \frac{0.00584 \times A \times 10}{W} \times 100$$

ここに、$NaCl$:: 塩化物の含有率(%)

A : 0.1 mol/L 硝酸銀溶液の消費量(mL)

W: 試料の絶乾質量(g)

3. 解釈

①試験終了の条件

JIS A 5002 の 5.5 の試験結果について、試験所が検出限界以下（具体的には硝酸銀溶液の滴定で 1 回の滴下）で滴定の終点に達した場合、1回の滴下の量(mL)が、W/584 の値以下であれば、1 回の滴下で試験を終了し、結果を報告してもよい。なお、1回の消費量は記録しておくことが望ましい。

（備考）

$$NaCl = \frac{0.00584 \times A \times 10}{W} \times 100 = \frac{5.84 \times A}{W}$$ で、$NaCl$ に 0.01 を代入すると

$0.01 = \frac{5.84 \times A}{W}$ よって $A = \frac{0.01 \times W}{5.84} = \frac{W}{584}$ となる。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

②報告上の表現

①により試験結果を報告する場合は、JNLA 試験証明書において、規定上の小数点以下 3 桁で丸められた数値を報告する他、「0.010 %以下」という報告を行ってもよいこととする。

また、同様に1回の滴下の量(mL)が、$W/11680$ の値未満であり、かつ1回の滴下で滴定の終点に達した場合は、「0.000 %」と結果を報告することとする。

（備考）

$$NaCl = \frac{0.00584 \times A \times 10}{W} \times 100 = \frac{5.84 \times A}{W}$$ で、$NaCl$ に 0.0005 を代入すると

$$0.0005 = \frac{5.84 \times A}{W}$$ よって $$A = \frac{0.0005 \times W}{5.84} = \frac{W}{11680}$$ となる。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

（事例4）JIS A 5002（構造用軽量コンクリート骨材）の 5.5 c） に規定する操作と共に行う「空試験」の適用について

1. 内容

JIS A 5002 の 5.5 c） 操作と共に行う「空試験」の適用について

2. 該当する JIS 及びその規定の抜粋

JIS A 5002 の 5.5（抜粋）

5.5 塩化物　塩化物の試験は、次による。

（中略）

c） 操作　試料 500 g をはかりとり、広口瓶に入れ、100 ℃～110 ℃で恒量となるまで乾燥し、試料の絶乾質量W(g)を求める。そのまま広口瓶の中の試料に精製水 500 mL を注ぎ、ふたをして 24 時間静置する。その後、約 5 分間隔で、3 回転倒振とうを繰り返し、塩化物を抽出する。しばらくこれを静置して、上澄液 50 mL をピペットで三角フラスコにとる。これにクロム酸カリウム指示薬を 1 mL 加え、0.1 mol/L 硝酸銀溶液で滴定し、振り混ぜても赤色が消えなくなったときを終点とし、そのときの消費量を A(mL)とする。

3. 解釈

JIS A 5002 の 5.5 では「空試験」は規定されていないため、「空試験」は実施しなくてもよい。

しかし、試験所が必要であると判断した場合に、JIS A 5002 の 5.5 c)に先だって「空試験」の手順を試験手順等に追加する様に規定した場合、JIS A 5002 の 5.5 c)の試験方法から逸脱したものとは判定せず、ISO/IEC 17025 の 7.2.2.1 を適用しないこととする。

ただし、ISO/IEC 17025 の 7.6.3 は「空試験」の手順に対しても適用される。

JIS A 5002 の 5.5 c)の不確かさの推定手順に加え、空試験の不確かさを考慮しなければならない。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

（事例5）JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）の圧縮強度試験及び曲げ強度試験の供試体の公称寸法について

1. 内容

JIS A 5308 の 10.2.1 及び 10.2.2 に規定する、供試体の「公称の寸法を用いてもよい。」の扱いについて

2. 該当する JIS 及びその規定の抜粋

JIS A 5308 10.2.1 及び 10.2.2（抜粋）

10.2.1 圧縮強度

圧縮強度の試験は、JIS A 1108、JIS A 1132 及び附属書 E による。ただし、精度の確認された型枠を用いて作製された供試体の場合、その直径は、公称の寸法を用いてもよい。

10.2.2 曲げ強度

曲げ強度の試験は、JIS A 1106 及び JIS A 1132 による。ただし、精度の確認された型枠を用いて作製された供試体の場合、その幅及び高さは、公称の寸法を用いてもよい。

3. 解釈

「その直径は、公称の寸法を用いてもよい。」又は「その幅及び高さは、公称の寸法を用いてもよい。」を適用できるのは、第三者認証機関によって JIS A 5308 で第三者認証を受けたレディーミクストコンクリート製造業者（認証製造業者）のみとする。

JNLA 登録試験事業者が圧縮強度を計算する場合は、JIS A 1108 の規定に従って「直径」を測定し、その結果を用いなければならない。曲げ強度を計算する場合は、JIS A 1106 の規定に従って破壊断面の「幅及び高さ」を測定し、その結果を用いなければならない。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

（事例6）JIS A 1132（コンクリートの強度試験用供試体の作り方）に規定する供試体の形状及び寸法の許容差の測定について

1．内容

JIS A 1132 の 5.5 及び 6.4 に規定する「供試体の形状及び寸法の許容差」の測定について、ISO/IEC 17025　7.8.2.2 「顧客によって提供されたデータは、明確に識別されなければならない。さらに、その情報が顧客から提供されたもので、結果の妥当性に影響する可能性がある場合には、免責条項を報告書に記載しなければならない。ラボラトリがサンプリング段階に責任をもたない場合（例えば、試料が顧客から提供された場合）には、結果は受領した試料に適用される旨を報告書に記載しなければならない。」を適用する場合の運用について定める。

2．運用

①顧客（試験依頼者）との契約に基づき供試体の形状及び寸法の許容差を測定する場合

試験所で試験を行う供試体は試験所自ら作製するのではなく、顧客から持ち込まれた供試体がほとんどで、JIS A 1108 の 3 a)及び JIS A 1106 の 3 a)に規定されている「供試体は、JIS A 1132 によって作製する」が満たされていない場合がある。試験所が顧客との契約に基づき供試体の形状及び寸法の許容差を測定する場合は、ISO/IEC 17025 の 6.5 に従って、試験所が計量トレーサビリティの確保を確実にしなければならない。

これを実現するために、国際単位系（SI）にトレーサブルな校正を受けた計測器を用いて、圧縮強度試験用供試体においては供試体の寸法の許容差、供試体の載荷面の平面度、載荷面（上面）と底面との平行度及び載荷面と母線との間の角度を、曲げ強度試験用供試体においては、供試体の寸法の許容差、供試体の載荷線及び支持線にあたる箇所の直線度及び供試体の側面と底面との間の角度の確認を行い、それを記録として保持すること。

②顧客（試験依頼者）との契約に基づき供試体の形状及び寸法の許容差の測定を省略する場合

ISO/IEC 17025 の 7.8.2.2 を適用し、顧客から持ち込まれた供試体について、試験依頼の契約（受付）時に「JIS A 1132 の 5.5（又は 6.4）の供試体の形状及び寸法の許容差の測定を省略する。また、供試体の形状及び寸法の許容差については顧客が責任を有する。」ことを確認し、記録すること（試験依頼書へのチェックでも可）により、試験所は供試体の形状及び寸法の許容差の測定を省略することができる。また、試験所は供試体の形状及び寸法の許容差の測定を省略した場合は、試験証明書にその旨を記載すること。

（試験証明書への記載例）

この試験報告書は顧客から持ち込まれた供試体の圧縮強度試験結果であり、顧客との契約により供試体の形状及び寸法の許容差の測定は省略しています。

なお、すべての JNLA 試験依頼において供試体の形状及び寸法の許容差の測定を省略する場合は、「登録（登録の更新）申請書」の「製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号」において、

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

「（例）JIS A 1108（ただし、形状及び寸法の許容差の測定を除く）」と識別すること。

（JIS A 1108 において、供試体の作製、形状及び寸法の許容差の測定並びに附属書 A を除く場合の記載例）

（参考）運用の経緯について

製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号
試験方法規格 JIS A 1108（ ただし、供試体の作製、形状及び寸法の許容差の測定並びに附属書 A を除く）

JIS A 1108（コンクリートの圧縮強度試験方法）の供試体について、顧客から持ち込まれる供試体に限定して試験する場合は、試験事業者自身が供試体を作製しないことを表記するため「JIS A 1108（ただし、供試体の作製を除く）」のように表記してきたところ。

2014 年度に開催された試験事業者評定委員会（*）において、評定委員から『顧客から持ち込まれる供試体について、現在の登録申請書別紙の表記「JIS A 1108（ただし、供試体の作製を除く）」では、JIS A 1132:2014（コンクリートの強度試験用供試体の作り方）全体を除く表現になり、同規格 4.5（供試体の形状寸法の許容差）の測定も除外されることは問題ではないか。』との指摘があった。

その件について試験事業者技術委員会土木・建築分野技術分科会において審議を行ったところ、評定委員の指摘は妥当であるとの承認が得られたため、強度試験用供試体の形状寸法の許容差の測定は、持ち込み供試体であっても除外されないことを明確にするため、本技術情報に含めることとした。

また、JIS A 1106 の 3 a)についても同様の状況であるため、併せて本技術情報に掲載することとした。

（*）試験事業者に対する登録・認定の授与、拒否、更新、取消し等についてトップマネジメントに対して助言を行う委員会

その後、ISO/IEC 17025 が 2005 年版から 2017 年版に改正され、7.8.2.2 に「顧客によって提供されたデータは、明確に識別されなければならない。さらに、その情報が顧客から提供されたもので、結果の妥当性に影響する可能性がある場合には、免責条項を報告書に記載しなければならない」ことが規定されたため、JNLA 登録試験事業者からの要望を踏まえ見直しを行った。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

（事例7）JIS A 1132(コンクリートの強度試験用供試体の作り方）の 8 b)に規定する供試体の養生の記録について

1. 内容

JIS A 1132 の 8 b)に規定する供試体の養生の記録について

2. 該当する JIS 及びその規定の抜粋

JIS A 1132 の 8 b)（抜粋）

8 b) 供試体の養生温度は、(20 ±2) ℃とする。ただし、試験の目的によって特に定めた条件のある場合には、その条件による[12)]。

注[12)] (20 ±2) ℃以外の温度で養生する場合は、養生中の温度を記録しておく。

3. 解釈

試験所は、供試体受け取り後から試験実施までの間、JIS A 1132 に規定された養生を行わなければならない。JIS A 1132 の 8 b)に規定されている「ただし、試験の目的によって特に定めた条件のある場合には、その条件による。」は、(20 ±2) ℃での標準水中養生のほか、現場水中養生や現場封かん養生が想定されるが、この場合でも養生方法及び養生中の温度を記録し、保持しなくてはならない。

また、試験依頼者から、「養生の条件を特に指定しない」ものであっても、養生方法及び養生中の温度を記録し、保持しなくてはならない。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

（事例8）試験方法の区分「レディーミクストコンクリート試験」を登録申請する際の試料の採取又は作製の特定について

1. 内容

試験方法の区分「レディーミクストコンクリート試験」を登録（登録の更新）申請する際の試料の採取又は作製の特定について

2. 運用

(1) 試験方法の区分「レディーミクストコンクリート試験」は以下の JIS が JNLA 登録対象となっている。

JIS A 1101（コンクリートのスランプ試験方法）

JIS A 1116（フレッシュコンクリートの単位容積質量試験方法及び空気量の質量による試験方法（質量方法）

JIS A 1128（フレッシュコンクリートの空気量の圧力による試験方法－空気室圧力方法）

JIS A 1150（コンクリートのスランプフロー試験方法）

いずれも、「試料は、JIS A 1115 の規定によって採取するか、又は JIS A 1138 の規定によって作る。」と規定している。

JIS A 1115（フレッシュコンクリートの試料採取方法）

JIS A 1138（試験室におけるコンクリートの作り方）

JNLA では「レディーミクストコンクリート試験」の試料について次の場合を試験対象として認める。

①フレッシュコンクリートの荷卸し地点で試験事業者が自ら採取した試料

②試験事業者が自ら作製した試料

③顧客（試験依頼者）により試験所に持ち込まれた試料。ただし、試験受付時に顧客にバッチ番号又は運搬車番号等の JIS で定める必須報告事項を確認し、記録しなければならない。

④顧客（試験依頼者）が指定する荷卸し地点などの現場で、顧客により提供された試料。ただし、試験実施時に顧客にバッチ番号又は運搬車番号等の JIS で定める必須報告事項を確認し、記録しなければならない。

上記以外の試料を JNLA の対象としたい場合は、JNLA 事務局に問い合わせること。

(2) 登録（登録の更新）申請書への記載について

「レディーミクストコンクリート試験」を登録（登録の更新）申請する場合は、「登録(登録の更新)申請書」の「製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号」の欄に、以下の例 1 から例 5 を参考に試験対象とする試料を記載することが必要。

例 1:試験事業者が自ら JIS A 1115 の規定により採取した試料又は JIS A 1138 の規定により作製した試料の両方を試験対象とする場合。この場合は試験対象とする試料の

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

記載は不要

例

製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号
試験方法規格 JIS A 1101

2:試験事業者が自ら JIS A 1115 の規定により採取した試料のみを試験対象とする場合

例

製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号
試験方法規格 JIS A 1101(ただし、試料は JIS A 1115 による採取に限る)

3:試験事業者が自ら JIS A 1138 の規定により作製した試料のみを試験対象とする場合

例

製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号
試験方法規格 JIS A 1101(ただし、試料は JIS A 1138 による作製に限る)

4:顧客(試験依頼者)が JIS A 1115 の規定による採取又は JIS A 1138 の規定により作製した試料であり、顧客により試験所に持ち込まれた試料のみを試験対象とする場合

例

製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号
試験方法規格 JIS A 1101(ただし、試料は持ち込まれた試料に限る)

5:顧客(試験依頼者)が JIS A 1115 の規定による採取は JIS A 1138 の規定により作製した試料であり、顧客によりフレッシュコンクリートの荷卸し地点など試験実施場所が指定され、試験実施場所で顧客から提供された（持ち込まれた）試料のみを試験対象とする場合

例

製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号
試験方法規格 JIS A 1101(ただし、試料は持ち込まれた試料に限る)

(3) 試験証明書への記載について

上記(2)の例 4 及び例 5 の場合は、ISO/IEC 17025 7.8.2.2 「顧客によって提供されたデータは、明確に識別されなければならない。さらに、その情報が顧客から提供されたもので、結果の妥当性に影響する可能性がある場合には、免責条項を報告書に記載しなければならない。ラボラトリがサンプリング段階に責任をもたない場合(例えば、試料が顧客から提供された場合)には、結果は受領した試料に適用される旨を報告書に記載しなければならない。」を適用し、試料は顧客が採取(又は作製)し、試験所に持ち込まれた試料(又は荷卸し地点等で提供された試料)の試験結果であることを試験証明書に記載することが必要。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

(試験証明書への記載例)

[上記(2)の例 4 の場合]

この試験報告書は、顧客が荷卸し地点で JIS A 1115 の規定により採取し、当試験所に持ち込まれた試料の試験結果です。バッチ番号（又は運搬車番号）及び粗骨材の最大寸法は顧客から提供された情報です。

[上記(2)の例 5 の場合]

この試験報告書は、顧客が荷卸し地点で JIS A 1115 の規定により採取した試料を、当試験所が荷卸し地点で試験した結果です。バッチ番号（又は運搬車番号）及び粗骨材の最大寸法は顧客から提供された情報です。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

JNLA 土木・建築分野における技術情報（第 9 版）
改正のポイント

主な改正内容

◆ 組織改編に伴う名称の変更等

※変更箇所には下線を付してあります。

以上

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。